

高 介 第 3013 号

令和元年 10 月 18 日

各市町村・くすのき広域連合
介護保険担当課（室）長 様

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課長

主任介護支援専門員更新研修の受講要件の運用に関する基準の一部改正について（依頼）

日頃より、本府介護保険行政の推進にご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、平成 28 年度より主任介護支援専門員は 5 年毎の更新制となり、更新にあたっては主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）の受講が必須となっています。

主任更新研修を受講するためには、主任介護支援専門員の資質の継続的な向上を図るため、「大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱」の（別添 6）主任介護支援専門員更新研修実施要綱に定められた受講要件のいずれかを満たす必要があります。

平成 30 年度から「指定居宅介護支援事業所等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号）の改正により、指定居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないと規定されたことにより、今後、主任更新研修受講希望者が増加することが見込まれます。

つきましては、主任更新研修の円滑な受講を推進するため、本研修の令和 2 年度の募集から、別紙の下線部のとおり基準の一部を改正することとしました。貴市町村におかれましても、あらゆる機会において上記基準の一部改正について管轄事業所又は主任介護支援専門員へ周知いただきますようお願いいたします。

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課

利用者支援グループ（担当：町田・米澤）

TEL 06-6944-6669

FAX 06-6941-0513

E-mail koreikaigo-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

受講要件に関する基準

受講要件① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者

- ここでいう研修とは、法定研修(実務研修、更新研修等)に限る。
- 法定外研修の講師やファシリテーターとして研修に参加した者は、②の要件に照らし、研修1回につき3時間を上限として、講師を行った時間分、研修を受講したものとみなす。この場合、研修実施団体からの依頼文、依頼に係る研修カリキュラムを提出すること。
ただし、同一内容の講義等を複数回実施する場合は、2回目以降は含まない。

※指導等対象期間

- (1)主任研修受講後、1回目の主任更新研修を受講する場合は、主任研修修了日から主任更新研修の受講申込までの期間。
- (2)主任更新研修を連続して受講する場合は、直近に受講した主任更新研修修了日から受講しようとする主任更新研修受講申込までの期間。

受講要件② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者

- ここでいう研修等とは下記の研修をいう。

＜研修実施機関＞

都道府県・市町村・くすのき広域連合(民間事業者、民間団体等への委託可)、地域包括支援センター、職能団体(介護支援専門員に係る職能団体(支部を含む))、法定研修の指定・委託団体

＜研修内容＞

専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの

＜研修の受講回数・時間数＞

研修1回あたりの時間数は、1時間以上とする。

次の(ア)及び(イ)の両方を満たすこと。

(ア)受講対象期間中のいずれかの1年度に4回以上かつ12時間以上受講していること。

(イ)受講対象期間中に合計8回以上かつ24時間以上受講していること。

※受講対象期間

- (1)主任研修受講後、1回目の主任更新研修を受講する場合は、主任研修修了年度の翌年度(平成27年度主任研修修了者は平成29年度)から主任更新研修の受講申込までの期間。
- (2)主任更新研修を連続して受講する場合は、直近に受講した主任更新研修受講年度の翌年度から受講しようとする主任更新研修受講申込までの期間。

受講要件③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者

- ここでいう研究大会等とは、介護支援専門員を対象とする学会、研究大会とし、全国又はブロック（近畿、東海、中国等のブロック）で開催されるもの。学会・研究大会カリキュラム、発表内容の抄録等の写しを提出すること。

※発表対象期間

- (1)主任研修受講後、1 回目の主任更新研修を受講する場合は、主任研修修了日から主任更新研修の受講申込までの期間。
- (2)主任更新研修を連続して受講する場合は、直近に受講した主任更新研修修了日から受講しようとする主任更新研修受講申込までの期間。

受講要件⑥ 実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者

- 指導対象期間内において、大阪府介護支援専門員実務研修の見学・観察実習受入事業所に登録された事業所で実習指導者としての届出を行い、見学・観察実習の指導を行った者。

※指導対象期間

- (1)主任研修受講後、1 回目の主任更新研修を受講する場合は、主任研修修了日から主任更新研修の受講申込までの期間。
- (2)主任更新研修を連続して受講する場合は、直近に受講した主任更新研修修了日から受講しようとする主任更新研修受講申込までの期間。

受講要件⑦ その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有するものであり、大阪府が適当と認める者

- 大阪府が認める者については、現在のところ受講要件として想定するものはない。

主任更新研修の詳細については、

大阪府ホームページ『大阪府介護支援専門員情報』

※主任介護支援専門員更新研修制度について

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/>) において情報提供するため参照する

大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱
(別添6)主任介護支援専門員更新研修実施要綱より抜粋

2 対象者

研修対象者は、特に質の高い研修を実施する観点から、次の①から⑦までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者
- ⑥ 実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者
- ⑦ その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者